

## 平成 31 年度長崎市食品衛生監視指導計画 (案)へのパブリックコメントの募集結果 提出意見と具体的概要について

提出いただいたご意見は、意見の趣旨を損なわない程度に要約しています。

No.	意見の内容	長崎市の考え方
1	<p>食品中の細菌や毒素、残留農薬や添加物等の消費者が検査できない食品の食中毒予防を行うよう要望します。</p> <p>(1件)</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>長崎市では食中毒予防を含め、市内で流通する食品の安全を確保するために、食品の各種検査を実施しております。</p> <p>平成 31 年度につきましても、本計画案の「食品等の収去検査等に関する事項」に基づいた検査を行い、食品を原因とした危害の発生を未然に防止し、市民の食生活の安全性確保を図ります。</p>
2	<p>自治会等による広報紙、ポスターチラシによる啓発。(1件)</p>	<p>食品衛生に関する啓発については平成 31 年度も、自治会等を通じて配布させていただいている広報紙等を通じて最新の情報を発信させていただきます。</p> <p>また、各地域センター等にポスター・チラシ等を配布して啓発に努めてまいります。</p>
3	<p>大型イベントで野外の施設で大量の食品が調理提供されていて危険性が高い。</p> <p>(1件)</p>	<p>大型イベント等での臨時的な飲食店営業については、食の安全を確保するために、簡単な調理で提供ができ、食中毒の可能性が低いと考えられる食品を提供する場合に許可を行っております。</p> <p>また、本計画案の「大型観光イベントにおける食中毒予防対策」に記載しておりますとおり、営業者に対する出店説明会等での衛生指導、イベント当日の立入検査の実施などの対策を今後も行っております。</p>